

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会
第2回総務企画専門委員会



マスコットキャラクター アップリート君

青の^{きら}煌めきあおもり国スポ・障スポ
2026 翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会 第25回全国障害者スポーツ大会

日時：令和6年8月23日（金）午後2時

場所：十和田市役所 別館4階 会議室

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会
第2回総務企画専門委員会 次第

日時：令和6年8月23日（金）午後2時～

場所：十和田市役所 別館4階 会議室

1 開 会

2 総務企画専門委員紹介

3 事務局紹介

4 委員長あいさつ

5 議 事

（1）説明事項

説明事項1 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過・・・・・・・・・・P 2

（2）審議事項

議案第1号 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市協賛取扱要項（案）・・・・・・・・P 4

議案第2号 青の煌めきあおもり国スポ十和田市識別用品整備要項（案）・・・・・・・・P 9

議案第3号 青の煌めきあおもり国スポ十和田市遺失物・拾得物取扱要項（案）・・・・P11

議案第4号 青の煌めきあおもり国スポ十和田市保険加入要項（案）・・・・・・・・P23

議案第5号 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市ボランティア募集要項（案）・・P27

議案第6号 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市歓迎装飾・接伴実施要項（案）・P30

議案第7号 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市案内所・休憩所等設置運営要項
（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P31

議案第8号 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市売店設置運営要項・・・・・・・・P33

6 その他

7 閉 会

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ開催準備経過

年 月		内容
平成 25 年	7 月	公益財団法人青森県体育協会が、令和 7 年（2025 年）に開催の第 80 回国民体育大会本大会の招致に関する要望書を県、県議会及び教育委員会に提出
平成 26 年	6 月	青森県教育委員会において、青森県国体検討懇話会を設置し、「青森県らしい国体のあり方」等について検討（全 6 回開催）
平成 27 年	9 月	青森県知事が青森県議会（平成 27 年 9 月定例会）の提出議案説明において、平成 37 年開催の第 80 回国民体育大会本大会の本県招致を表明
	10 月	同上定例会において、県議会が「第 80 回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
平成 28 年	1 月	公益財団法人日本体育協会理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）
	8 月	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第 1 回総会及び第 1 回常任委員会を開催
平成 29 年	4 月	会場地市町村第一次選定（内定） サッカー、バスケットボール、相撲
平成 30 年	8 月	第 80 回国民体育大会青森県準備委員会を第 80 回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称
令和元年	7 月	中央競技団体による正規視察 7 月：サッカー競技 8 月：相撲競技 1 月：バスケットボール競技
	8 月	
令和 2 年	1 月	
	6 月	知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と公益財団法人日本スポーツ協会に開催申請書を提出
	9 月	公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県、及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会の 4 者が第 75 回鹿児島国体を令和 5 年に開催することを決定し、これにより第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和 8 年に一年延期することが決定
	10 月	公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、第 80 回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会の）の開催地として内定。
令和 4 年	7 月	青森県準備委員会第 7 回総会において、サッカー競技の開催予定施設の変更を承認 変更前：高森山球技場、若葉球技場 変更後：高森山球技場、高森山人工芝多目的グラウンド
	12 月	青森県準備委員会第 11 回常任委員会において、サッカー競技の開催予定種目の変更を承認 変更前：成年女子 変更後：成年女子、少年女子
令和 5 年	2 月	第 80 回国民スポーツ大会十和田市準備委員会設立総会・第 1 回総会を開催
	4 月	市教育委員会スポーツ・生涯学習課内に国民スポーツ大会準備室を設置（2 名体制）
	4 月	公益財団法人日本スポーツ協会及びスポーツ庁による総合視察

令和5年	7月	公益財団法人日本スポーツ協会理事会において、青森県が令和8年の第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会の開催地として正式決定
	8月	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会を青の煌めきあおもり国スポ・障スポ青森県実行委員会に改組
	11月	第80回国民スポーツ大会十和田市準備委員会第2回総会を開催 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第1回総会を開催 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第1回常任委員会を開催
令和6年	2月	総務企画専門委員会・競技式典専門委員会・宿泊衛生専門委員会・輸送交通専門委員会を開催
	4月	国民スポーツ大会準備室を国スポ・障スポ大会準備室に変更及び3名増員
	5月	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第2回総会・青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第2回常任委員会を開催
	8月	青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第2回総務企画専門委員会を開催 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第2回宿泊衛生専門委員会を開催 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会第2回輸送交通専門委員会を開催

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市企業協賛取扱要項（案）

1 趣 旨

この要項は、本市で開催される第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び第25回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」（以下「大会」という。）における企業協賛の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 協賛の内容

- (1) 協賛の内容は、原則として大会の広報啓発や歓迎装飾に係る物品その他大会の運営に係る用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。
- (2) 協賛者が資金による協賛を申し入れたときは、その資金を大会の広報啓発、歓迎装飾及び大会運営に要する諸物品等に充てるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (3) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (4) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用は、原則として協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するもの及び公の秩序又は良俗を乱すおそれがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に関すると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるもの
- (6) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品等に直接表示することが不適当な場合は、その他の方法により表示するものとする。

- (2) 前号の規定により表示をする場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について事前に実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 謝意の表明等

- (1) 協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状等を贈呈することができる。
- (2) 謝意を表明する基準については、別表第1のとおりとする。
- (3) 協賛物品等の提供を受けたときは、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。
- (4) 協賛者名を掲載する基準については、別表第2のとおりとする。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

8 その他

- (1) 協賛物品等については、市価に金額換算して対応する。金額等の換算が困難である協賛内容については、別途協議して対応する。
- (2) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。
- (3) 愛称・スローガンの使用については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会貢献活動に限り、以下のフレーズを無償で利用できる。この場合において、協賛者は、事前に実行委員会から内容の確認を受けるものとする。
- ・〇〇社は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市開催を応援しています。
 - ・〇〇社は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市開催の協賛企業です。
 - ・〇〇社は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市開催〇〇競技会を応援しています。
 - ・〇〇社は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市開催〇〇競技会の協賛企業です。
- (4) 競技別リハーサル大会における企業協賛の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

別表第 1

協賛者	評価額	感謝状等	対応方法	対応者
個人 企業・団体・	100 万円以上	感謝状 (額付)	贈呈式	会長 (市長)
	100 万円未満 10 万円以上	同上	持参	事務局長
	10 万円未満	礼状	郵送	事務局

別表第 2

協賛者	評価額	ホームページ等	プログラム等	協賛物品
個人 企業・団体・	10 万円以上	協賛者ロゴ・リンク先貼付、写真	競技プログラム等に協賛者名表示	掲載可能物品に全て協賛者名掲載
	10 万円未満	協賛者名		

様式第1号

協 賛 申 込 書

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
十和田市実行委員会会長 様

〔申込者〕

名称

代表者名〔個人の場合は本人氏名〕

所在地〔個人の場合は本人住所〕

電話番号

十和田市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

項 目	内 容 等	備 考
協賛物品等名		
仕様〔規格・内容〕		
数量・単価		
総額〔相当額〕		
協賛方法	☐ 提供 ・ ☐ 貸与 ・ ☐ 協賛金	
引渡予定日	年 月 日	
そ の 他		

※協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用は、申込者において負担します。

〔申請担当者連絡先〕

所 属

氏 名

電話番号

様式第2号

協 賛 受 領 書

令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
十和田市実行委員会会長

十和田市で開催される青の煌めきあおもり国スポ・障スポ及び競技別リハーサル大会に係る協賛物品を下記のとおり受領しました。

記

項 目	内 容 等
協賛物品等名	
仕様〔規格・内容〕	
数量・単価	
総額〔相当額〕	
協賛方法	☐ 提供 ・ ☐ 貸与 ・ ☐ 協賛金
受 領 日	年 月 日
そ の 他	

青の煌めきあおもり国スポ十和田市識別用品整備要項（案）

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において、競技の円滑な運営を図るため、識別用品の整備について必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第 2 号に掲げる服飾品については、簡素化及び効率化を考慮して、その一部のみを整備することができるものとする。

- （１）ＩＤカード
- （２）服飾品（帽子、ジャンパー及びベストをいう。）
- （３）その他大会の運営に必要と認めるもの

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、次のとおりとする。ただし、配布対象者によっては、簡素化及び効率化を考慮して、ＩＤカードのみの配布とすることができるものとする。

- （１）大会役員
- （２）競技会役員
- （３）競技役員
- （４）競技補助員
- （５）競技会係員
- （６）競技会補助員
- （７）選手、監督、大会関係者
- （８）視察員、報道員
- （９）その他青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める者

4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として識別用品を着用しなければならない。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として大会に従事する役員、係員等の識別を図ることができるものとする。

6 整備委託

実行委員会が競技団体に識別用品の整備を委託する場合における委託料の単価については、実行委員会が整備する服飾品の1人あたりの実費と予算単価を比較して少ない額を適用するものとする。

7 共催市町との協議による整備

他市町と共催で実施する競技に係る識別用品については、当該市町と協議のうえ定める。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、識別用品の整備に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における識別用品の整備についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ十和田市遺失物・拾得物取扱要項（案）

1 趣 旨

この要項は、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）に基づき、本市で開催される第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が占有する競技会場、練習会場及び駐車場内等で、遺失物又は拾得物の届出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

2 取扱い及び保管

- （１）遺失物又は拾得物の届出の取扱いは、各競技会場の受付案内所の受付案内係が実施するものとする。
- （２）届けられた拾得物については、その日の業務終了までに落とし主が判明しない場合は、各競技会場の総務係（以下「総務係」という。）へ引き継ぐものとする。
- （３）総務係は、引き継いだ拾得物を盗難・紛失等の事故がないよう、あらかじめ定められた保管場所に保管する。ただし、高額な金品等については、速やかに実行委員会へ引き継ぐものとする。
- （４）競技会終了後の遺失物・拾得物の取扱いは、実行委員会において行う。

3 届出の処理

- （１）拾得物の届出を受けた場合は、拾得物受理書（様式第 1 号）に必要事項等を記入の上、拾得者に対して拾得物受理書（控）（様式第 2 号）を交付するとともに、拾得物一覧簿（様式第 3 号）に記入し、拾得物に拾得物個票（様式第 4 号）を貼付して一時保管するものとする。
- （２）遺失物の届出を受けた場合は、遺失物届出書（様式第 5 号）の提出を受け、遺失者に対し、遺失物の届け出番号を伝えるとともに、遺失物一覧簿（様式第 6 号）に記入し、拾得物一覧簿と照会し、該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るよう説明するものとする。

4 遺失物の返還及び拾得者への通知

- (1) 遺失者に遺失物を返還する場合は、運転免許証等で遺失者本人であることを確認するとともに、遺失物受領書（様式第7号）を作成し、署名を受けるものとする。
- (2) 遺失者の代理人に遺失物を返還する場合、運転免許証等で遺失者の代理人であることを確認するとともに、遺失物受領書を作成し、署名を受けるものとする。
- (3) 拾得者が報労金の請求権利を取得した場合は、実行委員会が拾得物返還通知書（様式第8号）を作成し、拾得者に通知するものとする。

5 拾得物の引継ぎ及び警察署への提出等

- (1) 総務係は、競技会終了までに遺失者が判明しない場合は、拾得物を実行委員会に引き継ぐものとする。
- (2) 実行委員会は、総務係から引き継いだ拾得物を、拾得の翌日から起算して7日以内に、拾得物届出書（様式第9号）を添えて所轄警察署に引き継ぐものとする。
- (3) 実行委員会は、拾得物を所轄警察署に引き継いだ後に遺失の申出があった場合は、所轄警察署に引き継いだ旨を申出者に、遺失の申出があった旨を所轄警察署に伝えるものとする。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、遺失物・拾得物の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における遺失物・拾得物の取扱いについても、必要に応じてこの要項を準用する。

拾 得 物 受 理 書

受 理 番 号		第 号											
受 理 日 時		令和 年 月 日 () 時 分											
拾 得 日 時		令和 年 月 日 () 時 分頃											
拾 得 場 所													
拾得者		住所	〒										
		氏名	フリガナ	電話	自宅								
					日中連絡先								
物 件	現 金	総額		金 額 内 訳									
		円	金種	枚	金種	枚	金種	枚	金種	枚	金種	枚	
			1 万円		5000 円		2000 円		1000 円		500 円		
			100 円		50 円		10 円		5 円		1 円		
	物 品	種類	特徴等 (形状・模様・材質等)								点数		
	権利 放棄の 意思		上記の物件に対する ☐ 一切の権利を放棄します。										
☐ 費用を請求する権利を放棄します。													
☐ 報労金を請求する権利を放棄します。													
		☐ 所有権を取得する権利を放棄します。											
		☐ 権利を放棄しません。											
		令和 年 月 日											
		青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 十和田市実行委員会 会長 様 拾得者氏名 _____ (自署)											
氏名等告知の同意		☐ 遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することに同意します。											
拾得者の権利		☐ 有権 ☐ 放棄 ☐ 失権											
備考		上記の物件を預かりました。											
		令和 年 月 日											
		青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 十和田市実行委員会 会長 拾得取扱担当者氏名 _____ (自署) ※拾得取扱担当者氏名がないものは無効											

※太枠内部分は、原則、拾得者に記入していただくこと。(自署については必ず本人記入とする。)

※ 当該拾得物が警察署に届けられた後、
警察署から拾得者様宛てに拾得物の通知
をする場合があります。

拾得物受理書(控)

受 理 番 号		第 号										
受 理 日 時		令和 年 月 日 () 時 分										
拾 得 日 時		令和 年 月 日 () 時 分頃										
拾 得 場 所												
拾得者		住所	〒									
		氏名	フリガナ				電話	自宅				
							日中連絡先					
物 件	現 金	総額		金 額 内 訳								
		円	金種	枚	金種	枚	金種	枚	金種	枚	金種	枚
			1万円		5000円		2000円		1000円		500円	
			100円		50円		10円		5円		1円	
	物 品	種類	特徴等(形状・模様・材質等)							点数		
	権利 放棄の 意思		上記の物件に対する ☐ 一切の権利を放棄します。 ☐ 費用を請求する権利を放棄します。 ☐ 報労金を請求する権利を放棄します。 ☐ 所有権を取得する権利を放棄します。 ☐ 権利を放棄しません。									
令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 十和田市実行委員会 会長 様 拾得者氏名 (自署)												
氏名等告知の同意		☐ 遺失者に対して氏名・住所・電話番号を告知することに同意します。										
拾得者の権利		☐ 有権 ☐ 放棄 ☐ 失権										
備考		上記の物件を預かりました。 令和 年 月 日 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 十和田市実行委員会 会長 拾得取扱担当者氏名 (自署) ※拾得取扱担当者氏名がないものは無効										

注意事項

- 1 この拾得物受理書（控）は、十和田市実行委員会から通知があった場合、確認に必要ですので紛失しないように大切に保管してください。
- 2 拾得物は、物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合、その費用を請求する権利があります。
（権利放棄された方は該当しません。）
- 3 拾得者は、拾得物の評価額の5～20%の2分の1の範囲内で報労金を受け取ることができます。
（権利放棄された方は該当しません。）
- 4 遺失者がわからないときは、本日から7日以内に十和田市実行委員会から所轄警察署へこの物件を提出します。なお、所轄警察署への提出後、さらに3か月を経過しても遺失者がわからないときは、拾得者が所有権を取得できます。（権利放棄された方は該当しません。）
ただし、個人情報の記録された物件については、所有権を取得することができません。
詳細につきましては、所轄警察署へ問い合わせてください。
拾得者がこの物件を受け取ることができる期間は、十和田市実行委員会が所轄警察署へ提出した翌日から3か月を経過した日以降2か月です。この期間を過ぎると所有権がなくなりますので、ご注意ください。

所轄警察署は以下のとおりです。

名称	郵便番号	所在地	電話番号
十和田警察署	034-0038	十和田市西六番町 1-41	0176-23-3195

拾得物一覽簿

受理 番号	受理日時 月 日 分 時	拾得日時 月 日 分 時	拾得場所	拾得物(種類及び特徴等)			拾得取扱担当者氏名	備考
				現金	物 品	形状・模様・ 材質等		
	月 日 分 時	月 日 分 時						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 分 時	月 日 分 時						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 分 時	月 日 分 時						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 分 時	月 日 分 時						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 分 時	月 日 分 時						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

様式第4号

拾 得 物 個 票		
受理番号	第 号	
受理日時	令和 年 月 日 時 分	
拾得日時	令和 年 月 日 時 分頃	
拾得者		
物件	現金	
	物品	
拾得取扱 担当者氏名		

遺失物届出書

届出番号		第 号			
届出日時		令和 年 月 日 ()	時 分		
遺失日時		令和 年 月 日 ()	時 分から		
		令和 年 月 日 ()	時 分までの間		
遺失場所					
遺失者	住所	〒			
	氏名	フリガナ			
	電話	自宅 ()	日中連絡先 ()		
物件	現金	(総額) 円			
	物品	種類	特徴等(形状・模様・材質等)		点数
備考					

※太枠内部分は、原則、遺失者に記入していただくこと。

拾得物一覧簿(様式第3号)に該当する物件があった場合				
連絡日時				
返還取扱担当者		拾得物受理番号	第 号	
連絡結果	☐ 遺失者本人に連絡	令和 年 月 日	時 分	
	☐ 代理人に返還	令和 年 月 日	時 分	
		(代理者氏名)		
	☐ 遺失者本人に返還(郵送の場合は着払い)	令和 年 月 日		
	☐ 拾得者へ電話連絡	令和 年 月 日		
	☐ 拾得者への返還通知書の送付	令和 年 月 日		

※該当する物件がなかった場合は、当該遺失者に対して、所轄警察署へ届け出るように説明すること。

遺失物一覽簿

受理 番号	受理日時 月 日 時 分	遺失日時 月 日 時 分	遺失場所	遺失物 (種類及び特徴等)			受理取扱担当者氏名	備考
				現金	物品	形状・模様・ 材質等		
	月 日 時 分	月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分	月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分	月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分	月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ
	月 日 時 分	月 日 時 分						1 返還済み (日付 月 日) 2 実行委員会引継ぎ

拾得物受理番号		第 号	
拾得物件	現金	金 円	
	物 品	種 類	特徴等（形状・模様・材質等）
上記の物件を受領しました。			
令和 年 月 日			
青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 十和田市実行委員会 会長 様			
〒 住 所			
氏 名			
(自署)			
連絡先			
返還時受領者確認方法		☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他（ ）	
返還取扱担当者氏名			

20

令和 年 月 日

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
十和田市実行委員会 会長

拾得物返還通知書

令和 年 月 日に、あなたから拾得の届出がありました物件（受理番号 ）は、
令和 年 月 日に遺失者に返還しましたので通知いたします。

あなたには、遺失物法の規定により、この物件の交付、提出又は保管に要した費用がある場合にはその費用を、また、物件の価格の5%から20%（施設内で拾得をした物件についてはその2分の1）に相当する額の報労金を遺失者に請求する権利があります。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

遺失者には、速やかにあなたに報労金を支払うよう説明してありますので、この通知書より先に遺失者から連絡がある場合がありますので申し添えます。

また、遺失者の氏名及び住所を知りたいときは、下記にお問い合わせください。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会 (担 当) (所 在 地) (電話番号)

令和 年 月 日

拾得物届出書

警察署長 様

住所

事務所名 青の煙めきあおもり国スボ・障スボ十和田市実行委員会

代表者名 会長

担当者氏名 (自筆)

連絡先

下記の物品を拾得したので届け出ます。なお、本市実行委員会は一切の権限を放棄します。

競技名 (種別)			受理会場		会場住所	
拾得 受理番号	物件の種類及び特徴等		権利等	拾得日時・場所	交付日時・場所	備考
	現金 (内訳)	物品				
	合計		☐ 有権 ☐ 費用請求権 ☐ 報労金 ☐ 所有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 氏名等の告知の同意 ☐ 有 ☐ 無	月 日 時 分 場所	月 日 時 分 場所	
	(金種内訳) 円					
	合計		☐ 有権 ☐ 費用請求権 ☐ 報労金 ☐ 所有権 ☐ 棄権 ☐ 失権 氏名等の告知の同意 ☐ 有 ☐ 無	月 日 時 分 場所	月 日 時 分 場所	
	(金種内訳) 円					

青の煌めきあおもり国スポ十和田市保険加入要項（案）

1 趣 旨

この要項は、本市で開催される第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「大会」という。）において加入する保険に関し、必要な事項を定める。

2 契 約

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、その内容に応じて、損害保険会社と保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故及び補償内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

大会期間中（会場設営・撤去及び公式練習日を含む。以下同じ。）に第三者に対して損害を与え、かつ、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、案内所等及び会場内外に設置する看板、仮設物等、実行委員会が所有し、又は管理運営するもの並びに大会運営上の過失から生じた事故に起因して、第三者の生命、身体及び所有物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円
対物		1 億円	3 億円

イ 医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等での医療行為及び看護業務等に起因して、第三者の生命及び身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円

ウ 生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者の生命及び身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容		
	1 人	1 事故	保険期間中
対人	3, 000 万円	3 億円	3 億円

エ 受託物賠償事故

実行委員会が借り受け、又は預かった第三者の財物を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	補償内容	
	1 事故	保険期間中
対物	時価	時価総額

(2) 傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師及び看護師等の従事者が、大会開催期間中に従事しているとき又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動において発生した偶発事故により、生命及び身体に生じた事故をいう。

また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶発事故により、生命及び身体に生じた事故をいう。

区分	補償内容		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
大会役員 競技会役員 競技役員 競技補助員 競技会補助員 一般観覧者	2, 500 万円	5, 000 円	3, 000 円
医師	1 億円	30, 000 円	10, 000 円
看護師	3, 000 万円	10, 000 円	5, 000 円

4. 適用除外

前項の規定にかかわらず、次に掲げる事故については保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 保険対象者の故意による事故

- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 大会期間中に事故が発生したときは、実行委員会に対し、事故報告書（様式第1号）を速やかに提出するものとする。
- (2) 実行委員会は、前号の報告を受理したときは、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続を行うものとする。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、当該保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款及び特約条項の定めるところによるものとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、保険加入に関して必要な事項は、別に定める。
- (3) 競技別リハーサル大会における保険加入についても、必要に応じてこの要項を準用する。

様式第 1 号

事 故 報 告 書

年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
十和田市実行委員会会長 様

報告者 所属： 部 班 係
氏名：

【傷害事故の場合】

事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	
負 傷 者	住 所
	氏 名
	電 話
医療機関	住 所
	名 称
	担当医師
傷害内容	傷 病 名
	症状・程度など

【物損事故の場合】

被害物	被害物名
	被害状況
	被害物の写真 有 無
所有者	住 所
	氏 名
	電 話

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市ボランティア募集要項（案）

1 趣 旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市市民運動基本計画」に基づき、本市で開催される第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び第 25 回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」（以下「大会」という。）において、全国から訪れる選手・監督、大会関係者及び一般観覧者を心のこもったおもてなしで温かくお迎えするとともに、十和田市ならではの魅力あふれる大会とするため、大会の広報及び運営に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動内容

活動内容は、次のとおりとする。

項 目		内 容
広報・市民運動		大会等の P R 活動、市民運動補助
競技会運営	受付・案内	来場者受付、会場案内等
	会場整理	観客誘導、駐車場整理の補助等
	会場美化	ゴミ箱管理、会場内の清掃等
	会場サービス	弁当・飲み物の配布、空き箱の回収等
	その他	その他競技会運営に必要な活動

4 募集期間

令和 6 年度から募集人数に達するまでとする。

5 募集人員

競技ごとに必要な人数を算出後、決定する。

6 応募要件

十和田市に在住・在勤・在学の個人又は団体で、令和 8 年 4 月 1 日時点で 12 歳以上であること。ただし、応募時点で 18 歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得るものとする。

7 応募方法

応募者は、登録申込書に必要事項を記入のうえ、実行委員会事務局まで持参、郵送、ファックス又は実行委員会ホームページの応募フォームにより申し込むものとする。

8 登録・取消し

- (1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 本人又は団体からの申し出のほか、大会等のイメージを損なう行為等があった場合は、登録を取り消すことがある。

9 活動期間

ボランティア登録後から大会終了までとする。

10 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

11 研修等

実行委員会は、登録者に対し、活動内容に応じて必要な研修会等を実施する。

12 待遇

- (1) 活動及び研修等に係る報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。
- (2) 服飾等の識別用品及び昼食については、必要に応じて実行委員会が支給する。
- (3) 活動及び研修等に当たっては、必要に応じて実行委員会の負担により「傷害保険」及び「賠償責任保険」に加入するものとし、その他の活動における事故等については、実行委員会は責任を負わないものとする。

13 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令に基づき、適切に管理する。
- (2) 申込みの際に青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「青森県実行委員会」という。）への情報提供に同意した登録者の個人情報に限り、青森県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

14 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会におけるボランティアの募集についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市歓迎装飾・接伴実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市広報基本計画」及び「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市市民運動基本計画」に基づき、本市で開催される第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び第 25 回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を歓迎し、心のこもったおもてなしを提供するため、必要な事項を定める。

2 実施内容

（1）歓迎装飾

ア 装飾場所

競技会場、主要な駅その他必要と認められる場所に設置する。

イ 装飾内容

のぼり旗、看板、横断幕、プランター等を設置する。設置にあたっては、景観等にも配慮し、華美・過大な装飾は行わない。

ウ 装飾期間

施設管理者等と協議の上、装飾ごとに適切な期間を定める。

（2）接伴（おもてなし）

ア 今後の本市への誘客を図るため、競技会場において本市の魅力ある食を提供するコーナーを設置し、大会参加者等との交流を行うほか、観光ガイドブックの配布等を行う。

イ 接遇意識を高めるため、競技会係員やボランティア等に対し、必要な研修を行う。

3 その他

（1）この要項に定めるもののほか、歓迎装飾及び接伴の実施に関して必要な事項は、別に定める。

（2）競技別リハーサル大会における歓迎装飾及び接伴の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市案内所・休憩所設置 運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市広報基本計画」及び「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市市民運動基本計画」に基づき、本市で開催される第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び第 25 回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」において、選手・監督、役員、報道員、視察員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光等の案内を行う案内所及び憩いの場となる休憩所の設置運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び受付案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）と協議の上、主要な駅に設置するものとし、受付案内所及び休憩所は、各競技会場に設置する。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議の上定めるものとし、受付案内所及び休憩所の設置期間は、各競技会の開催期間中とする。

5 開設期間

- (1) 総合案内所の開設時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 受付案内所及び休憩所の開設時間は、競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、必要に応じて変更できるものとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 競技会場、競技日程等の案内に関すること。
- イ 交通、観光等の案内に関すること。
- ウ 観戦ガイド、観光パンフレット等配布物の管理に関すること。
- エ 総合案内所及びその周辺の装飾の管理に関すること。
- オ その他総合案内所に関すること。

(2) 受付案内所

- ア 大会参加者等の受付及び資料等の配布に関すること。
- イ 競技会場、競技日程等の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊、観光等の案内に関すること。
- エ 遺失物及び拾得物の受付に関すること。
- オ 迷子等の対応に関すること。
- カ その他受付案内所に関すること。

(3) 休憩所

- ア 大会参加者等に対する飲食物の提供に関すること。
- イ 休憩所及びその周辺の管理、運営及び美化に関すること。
- ウ その他休憩所に関すること。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市売店設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市広報基本計画」及び「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市市民運動基本計画」に基づき、本市で開催される第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」及び第 25 回全国障害者スポーツ大会「青の煌めきあおもり障スポ」において、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の便宜を図るため、売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

各競技会場に設置する。

3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。

4 開設時間

競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、必要に応じて変更できるものとする。

5 出店数、出店位置及び出店規模

出店数及び出店位置は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が決定し、出店規模は、原則として 1 店舗あたり約 20 m²（2 間×3 間のテント）とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じて出店数、出店位置及び出店規模を変更することができる。

6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 国スポ記念グッズ

国民スポーツ大会標章又は青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）が定める愛称、大会メッセージ等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は県実行委員会の使用承認を得ているものであること。

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造、加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現地調理品

あらかじめ営業施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理（加熱する、かける、はさむ、注ぎ分ける等）をされたものであること。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が特に必要と認めるもの

7 出店者条件

出店者の条件は、以下のとおりとする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者

ア 申請書の提出時点において、1年以上市内に店舗を有して営業を継続している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 第74回国民体育大会以降の国体、競技別リハーサル大会の出店実績がある者

エ その他実行委員会が認めたもの

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす者

ア 各競技開催期間中、この要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店すること。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 申請書の提出時点において、当該出店業務に関する法令等に違反して過去1年間に営業停止等の重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請書の提出時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 調理従事者については、出店前1か月以内に検便検査を実施し、その結果を実行委員会へ提出できること。なお、当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌とする。

カ 申請書の提出時点において、市税（十和田市が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

キ 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第3号に規定する暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。また、販売員として暴力団員を雇用していないこと。

8 運営設備等

売店の運営に係る設備等のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者は、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

- (1) テント（2間×3間）1張（横幕を含む。）
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、以下の書類を実行委員会に提出しなければならない。

- (1) 売店出店申請書（様式第1号）
- (2) 売店出店概要書（様式第2号）
- (3) 売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）
- (4) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (5) その他必要な書類

10 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が別に定める出店料を負担する。この場合において、出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこととし、振込手数料は出店者が負担するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者については、出店料を免除することができる。この場合において、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第5号）を提出するものとし、実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書（様式第6号）を発行する。

ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の推進などに関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等

イ 国又は地方公共団体

ウ その他実行委員会が特に認めた者

- (4) 既納の出店料は、還付しない。ただし、特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

11 出店者の選定

実行委員会は、出店の申請があったときは、この要項に基づき、適当であると認めたものを出店者として選定する。この場合において、申請者が次のいずれかに該当するときは、当該申請をした者を優先して出店者として選定し、これによることができない場合は、抽選により選定する。

- (1) 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他実行委員会が適当と認めた者

12 出店許可

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店出店許可決定通知書（様式第7号）を交付する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第8号）を交付する。

13 保健所への手続き

飲食店営業許可を必要とする出店者は、売店出店許可決定通知書を受領後、速やかに保健所に申請を行い、営業許可証の写しを実行委員会に提出しなければならない。

14 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、この要項に基づき、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項について監督する。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させなければならない。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

16 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。

- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をすること。
- (5) アルコール飲料の販売及び試飲を含む無償提供をすること。ただし、試飲を含む無償提供をせず、実行委員会が郷土物産品として認めたアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物の販売及び無償提供をすること。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 実行委員会の許可を受けていない火器又は燃料等危険物を使用すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

17 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に提示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、宣伝広告を目的としたものは掲示しないこと。
- (4) 販売品には、関係法令等に定めることにより適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (5) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。また、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 実行委員会の許可を受けて火気を使用する場合にあっては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に消火器を設置すること。
- (7) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲げ、販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。なお、原則として、搬入車両は1店舗につき1台とする。
- (8) 従事者は、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために

撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。

(11) 実行委員会が大会前に開催する出店者説明会に必ず出席すること。

18 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故発生時の対応

売店において事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、売店監督員に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取消

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

(1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。

(2) 虚偽の申請又は不当な手段により売店出店許可を受けたことが判明したとき。

(3) 保健所からの指示があったとき。

(4) その他実行委員会が不適當と認めたとき。

21 原状回復

出店者は、設置期間終了後速やかに、出店に要した物品等を搬出し、原状回復をし、売店監督員の確認を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

22 賠償責任

出店者又はその従事者が競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、出店者はその損害賠償の責任を負うものとする。

23 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等を実行委員会に請求することはできない。

24 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

様式第 1 号

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
十和田市実行委員会 会長 様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名・氏名

電話番号

売 店 出 店 申 請 書

第 80 回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」において、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市売店設置運営要項第 9 の規定に基づき申請します。

記

1 出店希望競技

2 出店希望会場

3 出店希望形態

テント・ケータリングカー・その他 ()

4 提出書類

(1) 売店出店申請書 (様式第 1 号)

(2) 売店出店概要書 (様式第 2 号)

(3) 売店従事者・搬入車両予約表及び持込み備品調書 (様式第 3 号)

(4) 誓約書兼承諾書 (様式第 4 号)

(5) 出店者及び従業員の本人確認書類

(運転免許証等、公的機関が発行した顔写真があるものの写し)

(6) 十和田市税の完納証明書 (写し可)

(7) 法人税 (個人の場合は所得税)、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 (写し可)

※ 複数会場で出店を希望する場合は、(1) ～ (5) を会場ごとに提出してください。

様式第2号

売 店 出 店 概 要 書

※会場ごとに記入してください。

ふ り が な			
商 号 又 は 名 称			
ふ り が な			
代 表 者 役 職 及 び 氏 名			
代 表 者 生 年 月 日	年 月 日		
所 在 地	〒		
連 絡 先	【電話】	【FAX】	
出 店 担 当 者	【氏名】	【電話】	
業 種			
主 要 取 扱 品 目 (該当品目を○で囲む。)			
国 体 等 出 店 実 績	有 () ・ 無		
営 業 開 始 年 月 日	年 月 日	従業員数 人	
営 業 に 関 し て 取 得 し た 許 可 等 の 種 類	種類	番号	取得年月日 年 月 日
過 去 1 年 間 の 法 令 違 反 等 処 分 歴 の 有 無	有 ・ 無	過 去 3 年 間 食 中 毒 発 生 処 分 歴 の 有 無	有 ・ 無
販売品目価格等一覧			
NO	商品名	予定数量	販売価格 備考(承認番号等)
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
6			円
7			円
8			円
9			円
10			円

※足りない場合は、別紙に追加してください。

様式第3号

売店従事者・搬入車両予定表及び持込み備品調書

※会場ごとに記入してください。

商号又は名称			
出店希望会場		出店希望競技	

1 従事者名簿

※氏名にはふりがなを記載してください。不足する場合は別紙で提出してください。

従事日	売店責任者氏名	従事者氏名	従事者氏名	従事者氏名
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				
月 日				

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台。ただし、会場によっては駐車場を準備できない場合があります。

※ケータリングカーによる販売の場合は、備考欄に車両サイズを記入してください。

3 持込み備品一覧表（実行委員会が設営する備品以外）

備品名	規格等	持込目的

※電源・火気使用に伴う備品は記入してください。（発電機、プロパンガス等）

様式第4号

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

十和田市実行委員会 会長

様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名

及び氏名

誓約書兼承諾書

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」において、競技会場等への売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 この申請及び許可後の申請にあたり、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市売店設置運営要項を遵守します。
- 2 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第3号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
また、販売員として暴力団員を雇用していません。
- 3 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、申請日時点において過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、申請日時点において過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。

（連絡担当者）

担当者所属

担当者氏名

電話番号

FAX

E-Mail

様式第 5 号

令和 年 月 日

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
十和田市実行委員会 会長

様

申請者住所

商号又は名称

代表者役職名

及び氏名

売 店 出 店 料 免 除 申 請 書

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市実行委員会が設置運営する競技会場等内の売店出店料について、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市売店設置運営要項第 10（3）の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店会場 (競技名：)

2 免除申請の理由（該当項目の左欄に○印を記入してください。）

	国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	実行委員会が適当と認めた者

（連絡担当者）

担当者所属

担当者氏名

電話番号

FAX

E-Mail

様式第 6 号

国ス十第 号
令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職及び氏名

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
十和田市実行委員会 会長

出 店 料 免 除 決 定 通 知 書

令和 年 月 日付けで申請があった売店出店に係る出店料の免除について、下記のとおり許可します。

記

1 出店会場 (競技名：)

2 免除理由（左欄に○印の記入がある項目に該当します。）

	国等による障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	実行委員会が適当と認めた者

様式第7号

国ス十第 号

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職及び氏名

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ

十和田市実行委員会 会長

売 店 出 店 許 可 決 定 通 知 書

売店出店について、下記のとおり許可します。つきましては、下記指定口座へ 年 月 日 () までに出店料の納入をお願いします。

また、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市売店設置運営要項第13の規定に基づき、飲食店営業許可を必要とする出店者については、 年 月 日 () までに飲食店営業許可証の写しを提出してください。

記

1 出店会場 (競技名:)

2 出店形態 テント(1張)・ケータリングカー・その他 ()

3 出店料 円

4 指定振込口座 ○○銀行 ○○支店 (普)口座番号 口座名義人

様式第8号

国ス十第 号
令和 年 月 日

商号又は名称

代表者役職及び氏名

様

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ
十和田市実行委員会 会長

売 店 出 店 許 可 証

令和 年 月 日付けで申請があった売店出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商 号 又 は 名 称	
代表者役職及び氏名	
出 店 許 可 会 場	(競技名 :)
出 店 許 可 期 間	令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()
出 店 許 可 品 目	
駐 車 許 可 台 数	台
遵 守 事 項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ十和田市売店設置運営要項を遵守すること。

